## 北九州市から事業所のみなさまへ

# 事業所から出る事業系一般廃棄物については (ごみ、資源化物)

## 市の指定袋は使えません!

事業系一般廃棄物の処理方法としては、以下のようなものがあります。

(1)

### 自ら市の処理施設や民間のリサイクル 施設に直接持ち込む

※リサイクル可能な紙類や廃木材については、 市の工場では受入禁止となっています。





(2)

### 市の許可を受けた収集運搬業者に依頼する

※収集運搬業者に依頼する場合は、必ず市の 許可を受けた業者に依頼してください。



- ・紙類、廃木材は、収集運搬業者に処理を依頼することも可能ですが、自ら民間のリサイクル施設に持ち込むことができます。分別によりごみが減り、経費削減にもつながります。 リサイクルへのご協力もよろしくお願いいたします。
  - ★「雑がみ」の分別にご協力ください。 シュレッダーした紙、はがきや封筒、ファイル(紙製)、メモ用紙、コピー用紙、紙袋・包装紙 などの「雑がみ」もリサイクルが可能です。
- ・ご不明な点に付きましては、環境局循環社会推進課(Tel.093-582-2187)までご相談ください。



北九州市のホームページの中に収集運搬業者の一覧を掲載しておりますのでご覧ください。

北九州市 事業系 ごみ

Q検索ym

(\*産業廃棄物については、産業廃棄物の許可を持った業者へ依頼してください)

## 事業所から出るごみに関するQ&A

#### Q1. 事業所から出るごみは、どうして市の指定袋では出せないのですか?

A1. 事業所から出るごみは、量の多少にかかわらず事業者自らの責任で処理することが、 法令等で定められています。例えば、従業員が食べた食品の食べ残しやお茶がらも「 事業所ごみ」として扱います。また、違反すると罰則もあります。

※例外として、次の条件をすべて満たす事業所(住居併設事業所)に限って市の指定袋による収集を行っています。 ①住居と事業所建物が構造上一体である。②家庭ごみとの区別が困難である。③ごみ量が家庭並みに少ない(1回に2袋程度)

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

#### 第三条(事業者の責務)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければならない。

第二十五条、第十六条(不法投棄に対する罰則)

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はこの併科。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

#### 第四条(事業者の責務)

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は、再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

#### Q2. 自ら市の処理施設へ搬入した場合の手数料はいくらですか?

A2.下記の処理施設への搬入手数料は、10kgごとに100円です。受入れできない品目や受入れ停止期間がありますので、事前に工場へお問い合わせください。

工場名	所在地	電話番号
新門司工場	門司区新門司3-79	093-481-4724
日明工場	小倉北区西港町96-2	093-581-7976
日明工場不燃粗大仮置場		
皇后崎工場	八幡西区夕原町2-1	093-642-6731

#### Q3. 収集運搬業者に依頼する場合、どのようにすればよいのですか?

A3. 直接、収集運搬業者と契約を結んでいただき、処理を依頼することになります。収集運搬は必ず市の許可を受けた業者(許可業者)に依頼してください。また、処理料金や回数は、業者により異なりますので、業者の選定の際は、数社から見積りをとるなどしてください。 詳しくは、許可業者とご相談ください。

#### Q4. 古紙(雑がみ、機密古紙を含む)は、どのようにすればよいですか?

A 4. ダンボールやオフィス古紙 (雑がみ、機密古紙を含む) は、リサイクルすることが可能です。 詳しくは、市のホームページをご覧ください。

